

令和3年2月から兵庫県へ提出いただく以下の
建設工事等に係る**入札・契約書類**への
押印が省略できるようになりました。

主な書類名

- 一般競争入札（WTO、公募型、制限付き）参加申込書
- 誓約書（適正な労働条件の確保※、暴力団排除※、社会保険等加入対策）
- 中間前金払・部分払の選択の書面
- 現場代理人兼務届、解除届
- 特別共同企業体協定書
- 特別共同企業体の入札に係る委任状（紙入札の場合は省略不可）

外

※の様式の押印を省略する場合は 電話番号及び電子メール を記載してください。

（契約書、請書への押印は今までどおり必要です。）

今までどおり代表者印や個人印を押印いただいたものも受理いたします。

ご不明な点は、書類の提出部署までお問い合わせください。